特別支援教育センター研究員・教育相談の登録及び登録料要項

第１　この要項は、岐阜大学教育学部附属特別支援教育センター細則第５条、第６条及び第７条に基づき、登録及び登録料に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　センター研究員・教育相談の登録をしようとする者は、所定の申込書をセンター長に提出し、その承認を得なければならない。なお、本学の教育研究に支障を生じるおそれがある場合には、これを承認しないことがある。

第３　センター研究員・教育相談の登録料は、別表のとおりとする。ただし、登録有効期間は、登録したときから当該年度の３月末日までとする。

第４　第２の承認を得た者は、センター研究員・教育相談の登録料を所定の期日までに納付しなければならない。

２　既納の登録料は、返還しない。

第５　この要項に定めるもののほか、センター研究員・教育相談の事務手続き等について必要な事項はセンター長が定める。

附　則

この要項は、平成２４年４月１日から実施する。

別表（第３関係）

区分	登録料（年間）
センター研究員	2,000 円
教育相談	1,000 円